

益城町パブリックコメント手続実施要項

(目的)

第1条 この要項は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の政策等の形成過程における町民の町政への参加の促進と行政の透明性の確保を図り、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリックコメント手続** 町の重要な政策等の策定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く町民等から意見及び提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいう。
- (2) **実施機関** 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) **町民等** 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 町内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本町に対して納税義務を有するもの
 - オ その他パブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の重要な政策等（以下「政策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他町の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 個別分野において広く町民の生活に影響を与える施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 町政の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃。ただし、行政内部についてのみ規定する、内部管理に関する条項及び施設等の管理に関する条項を除く。
- (4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃。ただし、町税の賦課徴収

並びに分担金、使用料及び手数料に関する条項を除く。

(5) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により条例を制定し、又は改廃する場合

(2) 意見聴取の手続が、法令により定められている場合

(3) 迅速又は緊急を要すると認められる場合

(4) 軽微なものと認められる場合

(5) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(6) 審議会、委員会等の附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を策定する場合

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表に併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案の概要

(3) 町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、町のホームページへの掲載等により行うものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日を標準として期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある時は、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

2 前項に掲げる意見等の提出方法は、次に掲げるものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所又は所在地、氏名又は事業所等の名称及び連絡先を明らかにしなければならない。

(意思決定)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した内容を公表しなければならない。

3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第2項の規定による公表は、第5条第3項の規定に準じた方法によるものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 実施機関は、収集した個人情報について益城町個人情報保護条例（平成14年益城町条例第9号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、町民等から提出された意見等に益城町情報公開条例（平成13年益城町条例第12号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(運用状況の公表)

第9条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、町のホームページにおいて公表するものとする。

(庶務)

第10条 パブリックコメント手続に関する庶務は、政策等の所管課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。